

# 販売会社（貿易会社）の加工貿易

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2022年6月2日（NNA連載第959回）

No.80

# 1. 管理規則上の規定

加工貿易は、外国企業と中国内の製造会社が契約を結ぶのが原則だが、制度上は、（製造会社ではなく）中国の貿易会社が外国企業と契約し、製造会社に加工を外注する方法も認められている。

「加工貿易貨物監督管理弁法（税関総署令2014年第219号）・税関総署令2020年第247号で最終改定」には、以下の規定がある（該当部分を意識）。

- 加工貿易の定義（第3条）  
「加工貿易」とは、経営企業が全部、若しくは、一部の原材料等を輸入し、加工後、製品を再輸出する経営活動であり、来料加工と進料加工が含まれる。
- 加工貿易手冊（第10条）  
経営企業（筆者注：加工貿易契約の中国内当事者）は、加工企業所在地の主管税関で、加工貿易手冊（筆者注：加工貿易における保税品管理台帳）を開設しなければならない。

- 加工貿易手冊の取得者（第11条）  
経営企業自体に加工能力がある場合、主管部門で、「加工貿易加工企業生産能力証明」を取得する。  
経営企業が加工を委託する場合、主管部門が発行した、加工企業の「加工貿易加工企業生産能力証明」を取得しなければならない。

加工貿易は、外国企業が中国企業に加工委託する形式。  
中国企業（経営企業）は、原材料を保税輸入し、加工後に輸出する。  
同弁法（第11条）には、「製造企業が経営企業になる事も、加工能力がない企業（貿易企業）が経営企業になり、加工を委託することもできる」と規定。

## 2. 貿易会社の加工貿易手冊取得の実務

貿易会社を経営企業とした加工貿易の実例。

### ① 代表的な例

かつて深圳市・東莞市で行われていた「来料加工廠」形態。

この形態では、地方（郷鎮）政府が関与する貿易会社名義で加工貿易手冊を取得し、来料加工廠（外国企業に提供される、法人格の無い組立加工場）に加工委託する形が採用されていた。

### ② 貿易会社が手冊取得する場合の問題点

#### 1) 保税品管理

この形態を採用すると、加工貿易手冊を取得する貿易会社（加工貿易契約の当事者となる）が、他の企業（外注先の製造企業）の保税品管理に責任を負う必要がある。

一方、製造会社側も、保税品の取扱い（原材料輸入・製品輸出）は、全て貿易会社経由とせざるを得ず、取引条件・価格・取引相手先等も、貿易会社に縛られる。

☆ グループ企業内であればよいが、資本関係のない企業がこのような形態を採用するのは、ビジネス上・信頼関係上難しい。

⇒ 来料加工廠は、東莞・深圳という地域で1万件を超える加工場があり、この運用形態が、地方の常識として認識されていた。  
つまり、貿易会社は責任を持たず、全ての保税品管理責任は外国企業が持つという常識の共有。

### ③ 会社所在地

貿易会社と製造会社の所在地が異なる場合、手冊取得が出来ない場合がある。加工貿易貨物監督管理弁法第14条には、「異地加工貿易を行う場合、税関は経営企業に対して保証を要求する」ことが規定。

⇒ 保証を提供すれば異地加工貿易が可能という規定であり、実例も有る。

但し、製造会社の所管税関が、自分の所管地域に登録が無い貿易企業に対して、手冊を発行することを嫌がるケースがある。

更に、同一市内の異なる区に貿易会社と製造会社ある場合、対応は困難。

⇒ 過去に、広東省で確認した事例では、税関より、「同一市内であれば、税関所管内であり、異地加工貿易には該当しない。ただ、区が違えば対応税関が実際には異なる。この様な状況に対応する税関規則が無い（根拠法無しとなるため）対応は認められない。また、実例もない」との回答。